

医療観察法関係の患者の無断離院時における 迅速な情報共有のあり方について

地域・関係機関等への連絡、公表が遅れた要因	今後の対応（案）
<p>公表の決定に時間を要した</p> <p>医療観察法病棟からの無断離院については、すみやかに公表することをルール化しているが、今回は一般閉鎖病棟からの離院であったことから、患者の入院形態や病状などを総合的に判断して公表を決定したため、その判断に時間を要した。</p>	<p>鑑定入院については、医療観察法病棟入院と同様の取扱いとし、すみやかに地域・関係機関への連絡と公表を行う。</p>
<p>関係機関との調整に時間を要した</p> <p>公表にあたっては、鑑定入院の命令者である名古屋地裁の許可が必要であると考え、連絡を試みたが、休日であったので担当者と連絡がとれるまでに時間を要した。</p> <p>また、記者発表の準備にあたって、休日であったため、本庁（病院事業庁、広報広聴課）の担当者との調整に時間を要した。</p>	<p>休日でもすみやかに連絡調整が可能となるよう定期的に緊急連絡先の確認を行うとともに、公表にあたり相談等が必要な機関があれば事前に協議しルールを明確にしておく。</p>
<p>公表体制を整えるのに時間を要した</p> <p>取材対応や連絡調整を担当する職員が出勤し状況を把握して公表体制を整えるまでに時間を要した。</p>	<p>対応する職員が出勤不能である場合も想定し、複数の担当者を配置するとともに、地域への連絡など最優先で行うべき事柄については、担当者でなくても職員であれば誰でも対応可能とすることで、時間の短縮を図る。</p>